

意見書案第1号

住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

現代社会における住民の暮らしにとって、交通と運輸が果たしている役割は極めて重大であり、「衣食住」に並ぶほどの社会生活の基本要素といえます。従って、安全・安心に移動することは国民の基本的な人権のひとつであり、その交通・運輸が安全・安心に営まれるように指導・監督するのが行政の役割です。

平成22年6月22日に政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について原則廃止の方針を打ち出し、国土交通省の地方運輸局もその対象の一つとしています。地方運輸局は、ご存知のとおり国土交通省の出先機関として、地方ブロックごとに設置されており、その出先として各県ごとの地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通・運輸にかかわる行政を行っています。

こうしたなかで、平成23年3月11日に発生した東日本大震災にかかわっては、東北地方の出先機関で働く職員のみならず、全国の出先機関から派遣された職員とともに、本省（国土交通省）と一体となって被災地支援・復興にむけ全力でとりくんでいます。今回の大震災にみられるように、国民の生命を守り、暮らしの安心と安全を確保することは国の責任であり、同時に、国と地方のそれぞれが責任を持ち役割を果たすことによって、国民の生命と人権を守ることができるものと考えます。

行政をどこが担うか考えるとき、住民の安全・安心な暮らしにとって相応しいのはどこなのかが重要な視点となります。大綱が示すように、住民にとって地方自治体が最も近い行政組織であることに異論は無いものの、自治体の区域を超えて移動する自動車、鉄道、船舶などを対象とする行政にあっては、地方自治体が行うよりも国の方が効率的、効果的に担えるのは明らかと言えます。

そもそも、交通運輸行政は地方と国の二重行政とはなっておらず、国土交通省が唯一の交通運輸行政組織であり、基本的な人権たる移動する権利を国の責任で保障するためには、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となって行政を実施することは勿論、住民の安全・安心な交通と運輸を確保するためには地方運輸局の充実こそ必要といえます。

つきましては、下記の事項について実現されるよう要望します。

1. 震災復興と被災地対策をはじめ、住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は国が責任をもって直接実施すること。
2. 住民のための交通運輸行政を確立するために、国の出先機関である地方運輸局を充実すること。
3. 広大な北海道の交通・運輸行政を充実するために、運輸支局を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月19日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 衆議院議長 参議院議長